

河南町消費生活だより

令和4年2月発行 第44号



ネットリテラシーを身につけよう！

インターネット上には、様々な情報が流れています。検索すれば簡単に情報を見つけることが出来るという便利な反面、ネットを利用する人には、それらの情報をいつでもすぐに適切に取捨選択する能力（ネットリテラシー）を身につけることも求められます。

そこで、第44号では、「ネットリテラシー」について考えてみましょう。



誇大な表現!?
架空の口コミ!?



ネット上に公開されている情報には目的があります。例えば、広告には見る人に購買意欲をもたせるため誇大な表現を用いているものや、有益な情報と見せかけてウイルスが仕込まれていたもの、個人情報収集を目的とするなど悪質なケースも見受けられます。

ネット上の情報を十分に理解しないまますぐに行動せず、情報の根拠や発信者は誰かを調べたり、周囲の人の意見を参考にするなど、普段から客観視して考える癖をつけましょう。

不正確でいい加減なうわさ話（デマ）やうその情報（フェイクニュース）は、人々の不安な気持ちをあおるのが得意で、中には情報操作や特定の個人・企業を陥れることが目的のものもあります。

また、良かれと思って拡散した情報がうその情報だということもあり、場合によっては自分が発信者になり、社会全体に迷惑をかけることも考えられます。



ネット上に公開された情報は、後から削除しても完全に消去することは出来ません。SNSなどネット上で情報を公開するときは、まず必要性を考え、公開する内容と相手を考えましょう。

ネット上の情報の見極め方



- ・公的機関など、情報の発信元が信頼できる発信元かを確認!!
- ・現在とは状況が異なっている場合もあるので、いつの情報かを確認!!
- ・検索によっては、調べたい画像の出典元や類似画像の検索を確認することが可能です。画像が合成されたものではないかを確認!!
- ・「～らしい」「～みたい」のような伝聞形式の情報には注意!!



18歳までに身につけておきたい消費生活の話 ④

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これに伴い、契約に関する知識や経験の少ない18歳、19歳の若者が、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が予想されます。

そこで、シリーズ4回目では、「消費生活に関する相談窓口」について紹介します。



消費者トラブルって！？

商品やサービスを契約後、事業者とトラブルに…



「消費者庁イラスト集より」

クレジットカードで買い物をし過ぎて、支払いが困難に…



など…



消費生活センターでは、消費者トラブルにあった本人からの聴き取りや契約書などから消費生活相談員が問題点を整理し、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについて助言や情報提供をします。また、自主交渉が難しく複雑な案件などの場合、事業者との交渉を手伝う場合もあります。

相談する時は、契約書やパンフレット、インターネット取引の場合は、メールやSNSのやり取りのほか、広告や販売サイトの画面など、保存してあるもの、トラブル発生までの出来事を時系列にまとめたメモなどを用意しておく、相談がよりスムーズに進みます。

「消費者庁イラスト集より」



河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口となります。また、消費者ホットライン「188」に電話をすると、最寄りの消費生活センターにつながります。相談内容の秘密は守られますので、「おかしいな」「困ったな」と思ったら、一人で悩まずに気軽に相談してください！

クイズで学ぼう！消費生活のこと



- ① 友人や先輩から紹介された「もうけ話」、本当に信用できる？
- ② 投資契約や副業契約した後の解約や返金は簡単にできる？

(※答えの詳細は、「広報かなん11月号」に掲載)

① いきなり大金を稼ぐという話、② 投資や副業は簡単にはできない

答：① ② どちらも簡単にできるものではない、①は詐欺の可能性が高い、②は投資や副業は簡単にはできない



日頃から契約に関する知識を身につけ、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぎましょう！

【発行・問い合わせ先】 まち創造部 農林商工観光課商工観光係

【相談窓口】 富田林市消費生活センター ☎0721-25-1000 午前9時～12時・午後1時～4時